



旭川市宿泊税条例（案）骨子に対して 寄せられた御意見と旭川市の考え方

税務部税制課

観光スポーツ部観光課

ASAHIKAWA CITY



募集期間 令和6年11月20日（水）から 令和6年12月23日（月）まで
意見提出数 個人：21件、団体：3件

いただいた意見とそれに対する市の考え方は次ページ以降のとおりです。

※御意見については、読みやすくするほか、個人や団体の特定を避けるため、要約・修正等を行っている場合があります。

※なお、いただいた御意見のうち、賛成のみの御意見は省略しております。

※今回のパブリックコメントは、宿泊税の賦課徴収の手続に係る旭川市宿泊税条例（案）骨子に対する御意見の募集でしたが、いただいた御意見の多くは既にパブリックコメントが終了した「旭川市における宿泊税制度の考え方」に対する御意見でした。それらの意見については、導入後の見直しの際の参考とさせていただきます。



1 宿泊税の導入に関するもの

No	御意見の要旨	市の考え方（回答）
1	<p>実感ですが、旭川市は観光メインではなく観光の中継地としての役割が多くあると思います。</p> <p>まず、旭川に来たのか、旭川近郊に来たのか、その点をデータでしっかり出して旭川の宿泊税の意図に合うか調査して欲しいです。北海道の宿泊税に賛成ですが、旭川の宿泊税には疑問です。</p> <p>新たな観光資源は、他の市町村が頑張ってくれているので、旭川市は持っている施設の増設に注力し、宿泊事業者からお金を取ることばかり考えるのではなく、むしろ助成金等を活用し、新規宿泊事業者を応援して、富良野方面、名寄方面、上川方面へのアクセスを良くし、旭川に泊まればどこにでも行けるというスタンスを取る方向で考えた方が良いと思います。</p> <p>猿真似ではなく、地域に合わせた必要な政策を考えてください。</p> <p>※財源厳しい→宿泊税って考えた人がいる→それ良い→旭川も真似しよう→頭悪いです。</p> <p>財源厳しい→もっと旭川にお金が落ちるシステムを作ろう →財源確保→頭良いです。</p>	<p>観光関連産業は裾野が広く、経済波及効果が高いことから、地域の活性化を図るために重要な産業であるものの、財政の硬直化などの厳しい財政状況の中、本市の観光における課題を解決するため、新たな財源の確保が必要と考えました。</p> <p>その財源の確保策として「旭川市中小企業審議会」から宿泊税導入が妥当との答申をいただき、これまで検討を進めてきたものです。</p> <p>また、御意見にありますとおり、北海道のほぼ中央に位置し各地へのアクセスがしやすいことは本市の特徴の一つであり、このような本市ならではの魅力を活かし、より多くの方に訪れていただくための取組を行う必要があると考えています。</p> <p>具体的な使途については、宿泊事業者の方々とも意見交換をしながら決定するほか、その年度に活用した事業の内容と額を毎年度公表いたします。</p>
2	なぜ宿泊税を取るんですか。	<p>観光関連産業は裾野が広く、経済波及効果が高いことから、地域の活性化を図るために重要な産業であるものの、財政の硬直化などの厳しい財政状況の中、本市の観光における課題を解決するため、新たな財源の確保が必要と考えました。</p> <p>その財源の確保策として「旭川市中小企業審議会」から宿泊税導入が妥当との答申をいただき、これまで検討を進めてきたものです。</p>



No	御意見の要旨	市の考え方（回答）
3	観光客が訪れたいたい街にしたいなら税をつけたら行きたいとは思わないと思う。なんの役に立つかわからない。	<p>旭川市が持続可能な観光を推進し、世界中から訪れたくなる観光地へと発展するためには、市民だけが負担するのではなく本市に滞在する宿泊者にも一部を負担いただくことで財源を確保する必要があることから、宿泊税を導入するものです。</p> <p>いただいた宿泊税については、現時点で想定する事業イメージではありますが、「来訪者が安心して快適に滞在できる環境づくり」「誘客の促進・滞在日数の延伸につながる仕組みづくり」「持続可能な観光地づくり」に関する使途を通じて、世界中から訪れたくなる観光地の実現を目指してまいります。</p>

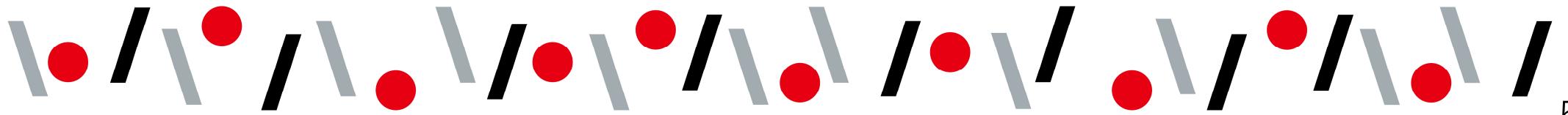


2 税率・納税義務者に関するもの

No	御意見の要旨	市の考え方（回答）
4	<p>人が来ればゴミも出る。冬であれば除雪も必要となる。行政サービスを受けるには応分の負担は必要である。よって宿泊税の導入には賛成であるが、金額はもう少し高くても良いのではないだろうか。</p> <p>道が採択しようとしている金額と同等でも良いと思う。</p> <p>また、導入に際しては旭川市民は住民税など既に負担しているので「市民割」などの減免措置も検討して欲しい。繁華街で飲食し、そのまま宿泊する市民も少なからずいると思うので、免許証やマイナンバーカードによる住所確認を条件に一定程度の減免措置があると良いと思う。</p>	<p>宿泊税の税率については、宿泊客の負担感や事業実施に必要な規模を考慮して、1人1泊200円と設定しております。</p> <p>税率に関し、いただいた御意見については、導入後の見直しの際の参考にさせていただきます。</p> <p>また、宿泊税は居住地に関わらず、ホテルや旅館等での「宿泊行為」に対して課税することとしており、税の公平性の観点から、居住地によって異なる税率とすることは難しく適当ではないと考えます。</p> <p>なお、納税者には市民も一定数含まれることは承知しておりますので、市民の方にとっても有益となる観光施策の実施は必要であると考えておりますが、具体的な使途については、宿泊事業者の方々とも意見交換をしながら決定し、その使途については、その年度に活用した事業の内容と額を毎年度公表いたします。</p>
5	<p>旭川に住んでいる方が宿泊されたとき、少しでも税金が安くなると良いと思いました。</p>	<p>宿泊税は居住地や国籍に関わらず、ホテルや旅館等での「宿泊行為」に対して課税することとしており、税の公平性の観点から、居住地や国籍によって異なる税率とすることは難しく適当ではないと考えます。</p> <p>なお、納税者には市民も一定数含まれることは承知しておりますので、市民の方にとっても有益となる観光施策の実施は必要であると考えておりますが、具体的な使途については、宿泊事業者の方々とも意見交換をしながら決定し、その使途については、その年度に活用した事業の内容と額を毎年度公表いたします。</p>
6	<p>旭川の人だけでも安くして欲しい。</p>	<p>宿泊税は居住地や国籍に関わらず、ホテルや旅館等での「宿泊行為」に対して課税することとしており、税の公平性の観点から、居住地や国籍によって異なる税率とすることは難しく適当ではないと考えます。</p> <p>なお、納税者には市民も一定数含まれることは承知しておりますので、市民の方にとっても有益となる観光施策の実施は必要であると考えておりますが、具体的な使途については、宿泊事業者の方々とも意見交換をしながら決定し、その使途については、その年度に活用した事業の内容と額を毎年度公表いたします。</p>



No	御意見の要旨	市の考え方（回答）
7	観光に来てる外国人への税率を上げる。	宿泊税は居住地や国籍に関わらず、ホテルや旅館等での「宿泊行為」に対して課税することとしており、税の公平性の観点から、居住地や国籍によって異なる税率とすることは難しく適当ではないと考えます。
8	外国人の税率を上げる。	
9	時期によって観光客の人数が異なるため、時期によって徴収する料金を変えてはどうだろうか。	本市における宿泊税の税率は、検討部会での検討の結果、簡素な税制度とすべきとの答申を受けており、宿泊客の負担感や、事業実施に必要な規模を考慮して、1人1泊200円と設定しております。
10	宿泊税の値段をもう少し下げて欲しい。	本制度は5年ごとに検討を加えますことから、いただいた御意見については、導入後の見直しの際の参考にさせていただきます。
11	200円でちょうどいいと思いました。	
12	観光客の迷惑行為が問題となり宿泊税を検討する地域があることを受け、すべての人からではなく、迷惑行為を行った人からのみ宿泊税を徴収する制度にしたほうがいいと思う。	旭川市が持続可能な観光を推進し、世界中から訪れたくなる観光地へと発展するためには、市民だけが負担するのではなく本市に滞在する宿泊者にも一部を負担いただくことで財源を確保する必要があることから、宿泊税を導入するものです。 迷惑行為を行った方のみへの課税については、迷惑行為の定義、迷惑行為の判断、徴収の方法などに課題があり、現状では困難であるものと考えております。



3 課税免除に関するもの

No	御意見の要旨	市の考え方（回答）
13	学校や保育施設の行事などの場合、課税免除する点や、天災などの特別なことが起きてしまった場合に減免するという点で柔軟に対応しているのがとても素晴らしいと思いました。これは安心して観光客が来訪できることに繋がると思います。旭川は食物などでも有名なものがあるので、これらを知ってもらう機会を多く作り、観光客の増加による地域活性化に繋げていきたいです。	本市は食の集積地としても魅力を有していることから、食による観光振興についても、今後の事業検討の際の参考にさせていただきます。



4 使途に関するもの

No	御意見の要旨	市の考え方（回答）
14	外国人旅行者には大賛成ですが、お仕事で御利用の長期のお客様には申し訳ない気がしますが、お客様にお聞きしたら、きちんと使い途が解るのであればとの御意見も多少有りました。	宿泊税については、来訪者が安心して快適に滞在できる環境づくりにも活用する予定ですので、お仕事で御利用されるお客様にも御理解いただけるよう努めてまいります。
15	宿泊する際に200円を取るのはいいが、ちゃんと使われているのかがわからない。使われていたとしてもその効果が実感できないのでもっと住民が効果を実感できるような事（ＨＰなどの報告、新聞やチラシなどに掲載するなど）をするのがいいと思う。	具体的な使途については、宿泊事業者の方々とも意見交換をしながら決定するほか、その年度に活用した事業の内容と額を毎年度公表いたします。
16	納税者である宿泊者へ還元する事等を目的とした新たに取り組む事業または現在の取組からさらに拡充して実施する取組に活用して欲しい。	使途については、「来訪者が安心して快適に滞在できる環境づくり」「誘客の促進・滞在日数の延伸につながる仕組みづくり」「持続可能な観光地づくり」など、新たに実施する若しくは拡充する事業の財源として活用し、これらの取組を通じて宿泊者へ還元できるよう取り組んでまいります。



No

御意見の要旨

市の考え方（回答）

17

・入湯税は源泉の保護管理や環境衛生等の目的に使用するべき。
過去5年間の入湯税の使途を確認すると、入湯税の使途は観光振興に限定されています。入湯税は、環境衛生施設の整備、鉱泉源の保護管理施設の整備、消防施設その他消防活動に必要な施設の整備、観光の振興（観光施設の整備を含む）に要する費用とされておりますが、市税概要を確認する限り観光振興にしか使用されていないと思われます。

現状では鉱泉浴場を持つ施設は独自に鉱泉源の保護管理施設の整備等をしなければならず、税の徴収もあり二重苦です。今後、宿泊税は観光振興の主な財源とし、入湯税は環境衛生施設の整備、鉱泉源の保護管理施設の整備に使用されるようになると公平になると思われます。

・福岡や函館方式の導入

福岡市や函館市のように入湯税の見直しを旭川市にも検討いただきたい。現状の入湯税使途だと、宿泊税使途目的と同じになるので整合性が取れず、負担者には二重課税と捉えられても仕方なく旭川市のマイナスイメージになると思われます。

また、宿泊税の徴収事務を行うこととなる宿泊事業者の負担増に関しても同様です。「世界中から訪れたくなる観光地」の実現に懸念を抱きます。

以上、宿泊税に関しては概ね同意致しますが、以前より入湯税の役割・使途に思うところもありましたので、宿泊税導入を機にご検討いただきたく、憚りながらご意見申し上げます。

宿泊税については、観光振興の中でも既存の取組ではなく、新たに実施する観光振興の財源として活用する一方で、入湯税については、既存の観光振興の財源となっており、両税は同じ観光振興の財源であっても、その役割は異なるものと考えております。

使途については重複するものではないと考えておりますが、納税者から誤解を招くことのないよう使途の明確化等については、必要に応じて検討してまいります。

また、入湯税は宿泊税と役割の異なる税であることから、税率等の見直しについては現時点で検討しておりませんので、御理解の程お願いいたします。

なお、宿泊税の徴収事務を行うこととなる宿泊事業者の方々には御負担をおかけすることになりますが、宿泊税の一定割合を特別徴収義務者に交付するなど、負担軽減の取組も予定しております。



5 複数の意見があるもの

No	御意見の要旨	市の考え方（回答）
18	<p>そもそも宿泊税には反対です。道市民税で対応すべきです。どうしても導入するなら、修学旅行の免税は不可解ですし、追加するなら病院の付き添い、手術等の立ち合い等で宿泊が必要な人は免税にすべきです。</p> <p>また、観光地では市民とそれ以外では料金の設定が違いますので宿泊税も、道民とそれ以外では差をつけた方が良いと思います。</p>	<p>旭川市が持続可能な観光を推進し、世界中から訪れたくなる観光地へと発展するためには、市民だけが負担するのではなく本市に滞在する宿泊者にも一部を負担いただくことで財源を確保する必要があることから、宿泊税を導入するものです。</p> <p>課税免除については、北海道において修学旅行等に対する課税免除を行うとして制度設計がなされ、本市が実施した事業者アンケートにおいても 75 % の事業者が課税免除の要件が北海道と異なるとわかりにくくなるため北海道と合わせるべきと回答していることも踏まえて設定しておりますが、御意見のとおり、治療等による宿泊も想定されることから、それの方に対し、どのような支援策がとれるかについて検討してまいります。</p> <p>税率につきましては、税の公平性の観点から、居住地に関わらず宿泊行為に対して等しく御負担いただくこととしており、居住地によって異なる税率とは難しく適当ではないと考えます。</p> <p>本制度は 5 年ごとに検討を加えることとしており、いただいた御意見については、導入後の見直しの際の参考にさせていただきます。</p>
19	<p>インバウンドの観光客に徴収と思う。消費税と同じ一人当たり 10 % 徴収してもいいと思う。冬場に観光客が多くなると思うので除雪を徴収した税で使ってもいいと思う。そして観光客に向けてのルールやマナーの映像を作成して空港内、バスの中などで流して欲しい。その税収でどのように市にそして市民に対して良い影響を与えてくれるか気になる。</p>	<p>宿泊税は居住地や国籍に関わらず、ホテルや旅館等での「宿泊行為」に対して課税することとしており、税の公平性の観点から、居住地や国籍によって異なる税率とは難しく適当ではないと考えます。</p> <p>具体的な使途については、宿泊事業者の方々とも意見交換をしながら決定するほか、その年度に活用した事業の内容と額を毎年度公表いたします。</p>



御意見の要旨

市の考え方（回答）

20

- ・課税免除について、修学旅行等の学校行事による宿泊の「等」を具体的に知りたい。部活・競技等でスキーをする生徒の指導等は地域・団体が一部営利目的で引率をされている。そのような団体・競技者は免除対象にしてはと願います。
- ・税率について、一律200円でなく宿泊料金1泊7,000円以下は課税しないで頂きたい。
- ・事務の煩雑化や物価高騰に困惑しており、年度決算が赤字決算の宿泊施設や、宿泊利用客が年間500人以下の宿泊施設では宿泊税を徴収しないようにしていただきたい。
- ・カムイスキーリンクスでは段階的な利用料金の値上げが実施され、どこかのリゾートスキー場みたいに高額費用がスキー愛好者にとって負担になると思い、値上げをしていない宿泊施設があります。宿泊税の導入により道民のスキー離れが加速しそうで危惧すべき。
- ・旭川市を「世界中から訪れたくなる観光地の実現」とあるが、カムイスキーリンクスは近年海外のスキーヤーの増加が目立つようです…良質雪・晴天率の良さ・コースの良さ等ますます海外からの訪問を拡大させるべきコース規模の拡大・地域にホテルの誘致を図るべき…市としてどのように世界中から訪れる観光地とするのか疑問…周りの他市町村に先行され、その恩恵でホテル等宿泊施設の影響受け、当市として特に観光地的なものも無く具現策が感じられず、宿泊税を徴収してから「世界から訪れたくなる観光地の実現に向けて活用」と基本的事項（目的）に有るが…宿泊税がなくても考えられることは有ると思う。この度の宿泊税は旭川市としては見合わせるべきと思う。まずは、旭川市に「希望が持てる移住先」「自慢ができる街」として人口増加（転出防止）対策の熟考を重ねてみては。

課税免除及び免税点（※）については、宿泊事業者の負担を軽減し、宿泊者にとってもわかりやすい制度とするため、北海道の取扱いに準じております。

修学旅行等の学校行事による宿泊の「等」は、学習指導要領などの教育課程として実施される宿泊研修や林間学校などを想定しており、御意見にあります部活や合宿による宿泊については、北海道で課税免除の対象となっておらず、本市でも課税免除としない予定です。

また、課税免除とする範囲については、運用の手引などによりお示しする予定です。

一方、本市では市有スポーツ施設や文化施設が整っていることや、交通利便性等の立地環境の良さを活かし、合宿や大会の誘致を推進していることから、特に合宿や大会に参加する子ども達の宿泊に対しては、助成制度などによる配慮についても検討したいと考えています。

宿泊税の徴収事務を行うこととなる宿泊事業者の方々には御負担をおかけすることになりますが、宿泊税の一定割合を特別徴収義務者に交付するなど、負担軽減の取組も予定しております。

なお、税の具体的な使途に関しては、今後宿泊事業者の方々からの意見も聞き取りながら検討してまいります。

本制度は5年ごとに検討を加えますことから、いただいた御意見については、導入後の見直しの際の参考にさせていただきます。

※免税点：宿泊金額が一定金額以下のときには課税しないこととする場合の、その一定金額



No	御意見の要旨	市の考え方（回答）
21	<ul style="list-style-type: none"> 税率は1人1泊につき200円とする。 天災その他特別の事情がある場合において、宿泊税の減免を必要とすると認める者に限り、宿泊税を減免することが出来る。 徴収の方法は特別徴収による。 90億円を稼いで欲しい。 	<p>税率、減免及び徴収の方法については、御意見のとおり運用する予定です。</p> <p>本制度は5年ごとに検討を加えることとしており、いただいた御意見については、導入後の見直しの際の参考にさせていただきます。</p>
22	<ul style="list-style-type: none"> 旭川市より 5万円未満 200円 5万円以上 500円 の宿泊税が課される。 申告した内容に異動があった時は、その旨遅滞なく申告する他、営業を1か月以上休止する際はその旨遅滞なく、営業を廃止した際は10日以内に届け出なければならない。 90億円を稼いで欲しい。 	<p>宿泊税の税率については、宿泊客の負担感や事業実施に必要な規模を考慮して1人1泊200円と設定しておりますが、税率に関する御意見は今後の参考意見として受け止めさせていただきます。</p> <p>特別徴収義務者の申告等につきましては、御意見のとおり運用する予定です。</p> <p>本制度は5年ごとに検討を加えることとしており、いただいた御意見については、導入後の見直しの際の参考にさせていただきます。</p>
23	<p>宿泊税の課税免除対象について。事務処理の煩雑化に繋がるのは承知しています。</p> <p>旭川市民が市内の宿泊施設を利用する際は、観光目的の他に住宅設備の不調などやむを得ない事情もあるかと思います。その際、天災その他特別の事情に当てはまるのでしょうか。また、市民に向けて何かしらの支援、免除はあったりしますか。（旭川市民あさっぴー割など）</p> <p>旭川へ観光に来た方はもちろん、旭川市民にとっても、雇用の拡大や移動利便性の向上と言った形で反映していただき宿泊税を導入してよかったですと実感できる仕組みとなる事を期待しています。</p>	<p>事務の簡素化については、運用の手引の作成や、事務処理説明会を実施するほか、宿泊税の一定割合を特別徴収義務者に交付するなど、負担軽減の取組も予定しております。</p> <p>また、税の減免は、災害からの避難や、道路の寸断などにより、一定期間宿泊施設への宿泊を強いられる場合で、宿泊税を納める力が低下したと認められる場合や公益上必要がある場合に都度その必要性を判断し、適用することを想定しております。</p> <p>なお、納税者には市民も一定数含まれることは承知しておりますので、市民の方にとっても有益となる観光施策の実施は必要であると考えておりますが、具体的な使途については、宿泊事業者の方々とも意見交換をしながら決定し、その使途については、その年度に活用した事業の内容と額を毎年度公表いたします。</p>



No	御意見の要旨	市の考え方（回答）
24	<p>旭川市が新たな観光財源を確保し、「旭川市が世界中から訪れたくなる観光地」の実現に向けて取り組むという考えには大賛成です。今ある観光資源を最大限に活用し、より魅力のある旭川市を作るのはとてもいい事だと思います。その財源の使い道が示されていない事が気になります。</p> <p>しかし、これらの財源により、旭川市への観光客が短期滞在ではなく、長期滞在するような対策、例えば旭川市の歴史を訪ね歩く、その過程で温泉地を訪れるなどいろいろあると思います。</p> <p>旭川の歴史、アイヌの歴史と関わり、ユーカラ織物の紹介などの資料作成、その英訳版の作成なども必要ではないかと思います。</p> <p>また、税について、宿泊者に一律同額であります、日本国籍の方と外国籍の方との料金格差をつけるべきではないかと思います。</p> <p>日本国籍がある方々は何処かで住民税を支払っており、国内の公共のインフラを当然使用できるはずです。一方で外国籍の観光客については、安心・安全で清潔な日本での観光に対して幾らかのコストを支払うべきではないかと思います。外国籍の方達には高めの税金を設定して、裕福層の観光客を狙っても良いのではないかでしょうか。</p>	<p>使途については、現時点で想定する事業イメージではあります、「来訪者が安心して快適に滞在できる環境づくり」「持続可能な観光地づくり」のほか、御指摘の「誘客の促進・滞在日数の延伸につながる仕組みづくり」にも活用することを検討しております。</p> <p>今後、具体的な使途については宿泊事業者の方々とも意見交換をしながら決定するほか、その年度に活用した事業の内容と額を毎年度公表いたします。</p> <p>宿泊税は居住地や国籍に関わらず、ホテルや旅館等での「宿泊行為」に対して課税することとしており、税の公平性の観点から、居住地や国籍によって異なる税率とは難しく適当ではないと考えます。</p>

